

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）の範囲をいう。）において、都県域を越えた連携が必要となる災害（以下「大規模災害」という。）発生時に、国・地方公共団体等の行政機関、各種団体、企業等（以下「各主体」という。）の連携した取組の指針となる大規模災害発災時に備えた災害廃棄物対策行動計画（以下「行動計画」という。）について検討・策定を行い、協議会の構成員を中心とした情報共有等の連携・協力体制を構築することを目的とする。

（取組事項等）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項の取組を行う。

- 一 各主体が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 行動計画の検討、策定及び各主体に向けた周知
- 三 行動計画に基づく、大規模災害発生時の連携・協力体制の構築
- 四 関東ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 五 その他必要な事項

（構成員等）

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

なお、必要に応じ、別表以外の関係者の出席を求めることができる。

2 協議会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、環境省関東地方環境事務所資源循環課におく。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表
構成員名簿（案）

地方自治体	茨城県県民生活環境部資源循環推進課長
	栃木県環境森林部資源循環推進課長
	群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課長
	埼玉県環境部資源循環推進課長
	千葉県環境生活部循環型社会推進課長
	東京都環境局資源循環推進部計画課長
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
	新潟県環境局資源循環推進課長
	山梨県環境・エネルギー部環境整備課長
	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長
	水戸市生活環境部ごみ減量課長
	北茨城市環境産業部生活環境課長
	宇都宮市環境部ごみ減量課長
	前橋市環境部ごみ政策課長
	高崎市環境部一般廃棄物対策課長
	さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課長
	川越市環境部資源循環推進課長
	川口市環境部資源循環課次長
	所沢市環境クリーン部資源循環推進課長
	越谷市環境経済部資源循環推進課長
	千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課長
	船橋市環境部資源循環課長
	柏市環境部廃棄物政策課長
	八王子市資源循環部清掃施設整備課長
	東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課長
	横浜市資源循環局総務課長
	川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当課長
	相模原市環境経済局廃棄物政策課長
	横須賀市環境部環境政策課長
	新潟市環境部循環社会推進課長
	甲府市環境部環境総室総務課長
	静岡市環境局ごみ減量推進課長
	浜松市環境部ごみ減量推進課長
埼玉県清掃行政研究協議会会長（所沢市）	
東京都市町村清掃協議会会長（八王子市）	
特別区災害廃棄物処理対策検討会会長（中野区）	
神奈川県都市清掃行政協議会会長（大和市）	
神奈川県町村清掃行政協議会会長（愛川町）	
山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会会長（山梨市）	
民間団体	公益社団法人全国産業資源循環連合会 関東地域協議会会長 （一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長）
有識者	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 多島良主任研究員※1 大正大学地域創生学部地域創生学科 岡山朋子教授※1
国の機関	国土交通省関東地方整備局防災室長 国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官 国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課長 国土交通省関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課長 国土交通省関東運輸局総務部安全防災・危機管理課長 環境省関東地方環境事務所資源循環課長

※1 令和4年度（有識者は年度毎の委嘱）